

平成29年村上市議会第4回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

平成29年12月5日（火曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第 13号 専決処分の報告について
報第 14号 専決処分の報告について
- 第 5 議第134号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第135号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 報第136号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議第137号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第138号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第139号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第140号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議第141号 下越障害福祉事務組合規約の変更について
議第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 9 議第145号 財産の取得について
議第146号 市道路線の認定について
議第147号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
議第148号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第10 議第151号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第6号）
- 第11 議第152号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）
議第153号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 議第 1 5 4 号 平成 2 9 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議第 1 5 5 号 平成 2 9 年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 1 5 6 号 平成 2 9 年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 1 5 7 号 平成 2 9 年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 1 5 8 号 平成 2 9 年度村上市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報第 1 3 号 専決処分の報告について
報第 1 4 号 専決処分の報告について
- 日程第 5 議第 1 3 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第 1 3 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 報第 1 3 6 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議第 1 3 7 号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 1 3 8 号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 1 3 9 号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 1 4 0 号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第 1 4 1 号 下越障害福祉事務組合理約の変更について
議第 1 4 2 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 1 4 3 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 1 4 4 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 9 議第 1 4 5 号 財産の取得について
議第 1 4 6 号 市道路線の認定について
議第 1 4 7 号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
議第 1 4 8 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 1 4 9 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 1 5 0 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

- 日程第10 議第151号 平成29年度村上市一般会計補正予算(第6号)
- 追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について
- 日程第11 議第152号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第153号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第154号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第155号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第156号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第157号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第158号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算(第2号)

○出席議員(26名)

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	8番	板垣千代子君
9番	鈴木いせ子君	10番	本間清人君
11番	川村敏晴君	12番	小杉和也君
13番	姫路敏君	14番	竹内喜代嗣君
15番	平山耕君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	小田信人君
19番	長谷川孝君	20番	小林重平君
21番	佐藤重陽君	22番	大滝国吉君
23番	大滝久志君	24番	山田勉君
25番	板垣一徳君	26番	三田敏秋君

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	高橋邦芳君
副市	長	忠聡君
教育	長	遠藤友春君
総務課	長	佐藤憲昭君
財政課	長	田邊覚君

政策推進課長	山	田	和	浩	君
自治振興課長	川	崎	光	一	君
税務課長	建	部	昌	文	君
市民課長	尾	方	貞	一	君
環境課長	中	山		明	君
保健医療課長	信	田	和	子	君
介護高齢課長	小	田	正	浩	君
福祉課長	加	藤	良	成	君
農林水産課長	山	田	義	則	君
商工観光課長	竹	内	和	広	君
建設課長	中	村	則	彦	君
都市計画課長	東	海	林	則	雄
下水道課長	早	川	明	男	君
水道局長	川	村	甚	一	君
会計管理者	中	村	る	み	子
農業委員会 事務局長	小	川	寛	一	君
選管・監査 事務局長	佐	藤	直	人	君
消防長	長		研	一	君
学校教育課長	木	村	正	夫	君
生涯学習課長	板	垣	敏	幸	君
荒川支所長	小	川		剛	君
神林支所長	鈴	木	芳	晴	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	斎	藤	一	浩	君

○事務局職員出席者

事務局長	小	林	政	一
事務局次長	大	西	恵	子
係長	鈴	木		涉

午前 9時58分 開会

○議長（三田敏秋君） 改めまして、おはようございます。ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから平成29年第4回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日、平成29年村上市議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日提出いたしました議案は、専決処分の報告2件、人事案件2件、専決処分の承認1件、条例の改正5件、規約の変更1件、指定管理者の指定6件、財産の取得1件、市道路線の認定1件、補正予算8件の合わせて27件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、1番、小杉武仁君、15番、平山耕君を指名いたします。ご了承願います。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員会委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取り扱いについてを報告願います。

議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 川村敏晴君登壇〕

○議会運営委員長（川村敏晴君） 皆さん、おはようございます。会期日程案及び議案の取り扱いについてご報告申し上げます。

平成29年第4回定例会の会期及び議案の取り扱いを協議するため、去る11月28日午前10時から市役所第1委員会室において、委員8名、議長、各常任委員長、総務課長、総務課参事並びに議会事務局長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容と結果についてご報告申し上げ

げます。

会期につきましては、本日12月5日から22日までの18日間といたしました。

審議日程につきましては、本日の本会議での諸般の報告の後、即決事件の審議を行い、採決の後、残る議案の上程を行い、それぞれ提案理由の説明を求めた後、各委員会へ付託いたします。また、今定例会では一般会計補正予算に係る審査については特別委員会を設置し、これを審査することといたしますので、よろしくお願いいたします。

7日、8日、11日の3日間は本会議を開催し、一般質問を行います。

特別委員会の設置により、13日は総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会を開催し、14日は市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、15日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会をそれぞれ開催いたします。特に一般会計予算・決算審査特別委員会では、各常任委員会の所管部分について分科会ごとに付託議案の休会中審査をお願いいたします。

したがって、各分科会での審査を総括するため、19日には全体会を開催し、各分科会長からの審査報告を受けた後、採決を行い、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。

22日は本会議を開催し、各委員長から委員会の審査報告を受けた後、採決を行います。なお、追加議案が上程された場合は当日審議を行い、即決といたします。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。今定例会は、請願・陳情の議案はございません。

理事者提案の議案の取り扱いについて、以下議案名を省略させていただきますが、報第13号及び報第14号の専決処分の報告については一括上程、一括質疑の後、報告を終わります。

次に、議第134号及び議第135号までの2議案については一括上程とし、一括質疑の後、人事案件につき討論を省略し、それぞれボタン式投票による即決といたします。

次に、議第136号の専決処分の承認を求めることについては単独上程、質疑・討論の後、ボタン式投票による即決といたします。

次に、議第137号から議第140号までの4議案については一括上程、一括質疑の後、総務文教常任委員会へ付託いたします。

次に、議第141号から議第144号までの4議案については一括上程、一括質疑の後、市民厚生常任委員会へ付託いたします。

次に、議第145号から議第150号までの6議案については一括上程、一括質疑の後、経済建設常任委員会へ付託いたします。

次に、議第151号 平成29年度村上市一般会計補正予算(第6号)については単独上程、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置いただき、付託いたします。

次に、議第152号から議第158号までの平成29年度村上市各特別会計補正予算並びに上水道事業会

計補正予算の7議案については一括上程、一括質疑の後、議第152号は総務文教常任委員会へ、議第153号及び議第154号は市民厚生常任委員会へ、議第155号から議第158号までの4議案については経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、一般質問の通告は11月30日正午で締め切ったところ、14名の通告がありましたので、7日、8日はそれぞれ5名、11日は4名が3日間の日程で本会議において一般質問を行うことといたします。

最後に、討論の通告提出期限は20日、その他の意見書の提出期限は12日のそれぞれ正午までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会での協議内容と結果についての報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により、本日から12月22日までの18日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月22日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

最初に、災害の発生状況であります。平成29年第3回定例会でご報告申し上げた以後、配付報告書のとおり火災は建物火災2件であります。

次に、寄附の申し出についてであります。寄附につきましては、配付資料のとおりであり、多くの善意が寄せられました。また、ふるさと村上応援寄附金につきましては、本年8月から10月までの間に2,109件、総額で4,950万8,170円の申し込みを受けることができました。深く感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報第13号 専決処分の報告について

報第14号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、報第13号及び報第14号の2議案は、いずれも専決処分の報告についてであります。これを一括議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第13号及び報第14号につきまして、一括してご報告を申し上げます。

これらは、いずれも50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため専決処分したものであります。

最初に、報第13号は、平成29年5月26日、村上市上助測地内丸山交差点において、赤信号で公用車を停車していたところ、シフトレバーがニュートラルの状態ブレーキペダルから足を離れたことにより、坂道で車が後退し、後方に停車していた相手方車両に接触して車両を損傷させたものであります。停車中の車両に接触し、発生したものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、車両修繕料として7万6,063円を賠償するものであります。

次に、報第14号は、平成29年9月8日、村上市三之町地内、村上市役所正面駐車場において、駐車動作中の相手方車両前を通過しようとした公用車が、相手方車両と接触し、双方の車両が損傷したものであります。駐車区画への進入動作中に発生したもので、市側に注意義務があることから、その過失割合を市側80%、相手側20%とし、相手方車両の修繕費の責任額といたしまして13万7,503円を賠償するものであります。

ご説明させていただいた2件につきましては、いずれも示談が成立したことから、このたび報告するものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第5 議第134号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第135号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第134号及び議第135号の2議案は、いずれも人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。これを一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第134号及び議第135号の2議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、いずれも人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。本市区域に置かれております人権擁護委員のうち、お2人が平成30年3月31日をもって任期満了となりますので、議第134号においては細野忠行氏を、議第135号においては和田勝義氏をいずれも適任と考え、引き続き推薦するものであります。略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては3年間となっております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに採決したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないでボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第134号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第134号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第135号を採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第135号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第6 議第136号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第136号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第136号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成29年度村上市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものであり、歳入歳出それぞれに4,300万円を追加し、予算の総額を337億2,030万円にいたしました。

補正の内容は、10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費であります。

歳入におきましては、第15款県支出金で選挙費委託金として4,300万円を追加いたしました。

また、歳出におきましては、第2款総務費で選挙費用として歳入と同額の4,300万円を追加いたしました。

よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから議第136号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第136号をボタン式投票により採決をいたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第136号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第7 議第137号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定について

議第138号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

議第139号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制
定について

議第140号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例
の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第137号から議第140号までの4議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第137号から議第140号までの4議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第137号は、村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。市職員が発生させた交通事故等、不祥事に係る管理監督の責任者として深く責任を感じているところであり、改めて市民の皆様並びに議員各位には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、深くおわび申し上げます。管理職員に対しましては、その職責と職務の再確認を怠ることのないよう文書をもって強く指導したところであります。このようなことから、これらの件に係る市長、副市長及び教育長としての責任を痛感し、常勤三役の給料について、1カ月間それぞれ10%を減額するものであります。

次に、議第138号は、村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。育児休業に関する法律の改正により、平成29年第1回定例会において条例改正のご議決をいただいたところでありますが、関係法令等の改正に伴う読みかえに係る規定について所要の改正を行おうというものであります。

次に、議第139号は、村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。児童福祉法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う規定の改正、また人事院規則に準じた規定を明文化するなど所要の改正を行うものであります。

次に、議第140号は、村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。大学生、大学院生または専門学校生の消防団への加入を促進するため、これまでの任用資格に市内居住者及び勤務者とともに通学者を加え、その所要の改正を行おうというものであります。現在消防庁では、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行を契機として、消防団の加入促進の充実強化に取り組んでおりますが、平成29年7月28日付の消防庁次長通知により、大学生等の在学者を任命資格に加えるよう通知があったところで

あります。本市といたしましても、消防団員の減少による地域防災力の低下は喫緊の課題であります。地域防災力を確保するといった観点はもとより、学生消防団員が卒業後においても地域防災力の担い手となることが大いに期待されることから、このたび条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） 議第137号について質問させていただきます。

三役の報酬を来年1月1日から31日までの1カ月間、100分の10を減じるという条例であります
が、総務課長、これ3人分を1カ月減額すると幾らの減額になるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 申しわけございません。確かな金額は把握してございませんが、20万円
くらいになるかと思います。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 前回市長に肥料の問題のとき、ほかの首長さんは、特に新発田なんかは即そ
ういった減額処分の、自分で身を決してということで、市長にはそのつもりなのかというような
質問もしたことがございましたが、今回事故等いろいろな問題からこういった決断になったのだろ
うというふうには思っているのですけれども、1カ月というその根拠教えていただきたいと思
います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまでの同市の事案に対する処分の内容、それと今の村上市の置かれてい
る状況、また他自治体での取り扱いの状況、それらを総合的に勘案をして決定をいたしたという
ところであります。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 今回の報告事項の中にも、市の駐車場の内部で事故が起きているような案件
も出ておりますが、前回私も市の公用車に対してドライブレコーダーないのかという質問に対し、
総務課長からはございませんという質問でありました。例えばその減額20万円、それをドライブレ
コーダーを買ったにしても、今1万円くらいのレコーダーあるわけですし、その敷地内に防犯カメ
ラ等がついていれば、その事故の詳細等とかも後から克明に証拠というか、保険屋さんの割合にし
たって、当事者同士の話よりもきちっと出るわけではないですか。例えば今後、これだけ毎回毎回
定例会上がるたびに事故の案件が報告されていく、その中でやはり何とかそのドライブレコーダー
つけるだけでも、今毎朝ニュースだって車が飛んできたのだ、きのう朝だって、ドライブレコー
ダーがあればああいうことが明確にわかるわけではないですか。そういったことについてどんなもの

なのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） ご指摘のとおりドライブレコーダーにつきましては、全ての庁用車というわけにはいきませんが、主な庁用車については、今設置するように準備を進めております。

○10番（本間清人君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第137号から議第140号までの4議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第8 議第141号 下越障害福祉事務組合規約の変更について

議第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第141号から議第144号までの4議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第141号から議第144号までの4議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第141号は、下越障害福祉事務組合規約の変更についてであります。福祉型障害児入所施設である「いじみの学園」及び障害者支援施設である「いじみの寮」が、平成30年5月1日に移転新築することに伴い、施設名称を「中井さくら園」に変更するため、同組合規約の共同処理事務の規定等を変更するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

なお、施行日は平成30年5月1日を予定しております。

次に、議第142号から議第144号までの3議案につきまして、各議案とも平成30年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について、議会のご議決をお願いするものであります。議第142号、荒川いこいの家及び議第143号、村上市老人福祉センターあかまつ荘につきましては、公募により指定管理者の指定を行う施設とし、議第144号、やまびこの家につきましては、公募によらず指定管理者の指定を行う施設として、いずれも現指定期間に引き続き、3年間指定管理を行うおつもりであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第141号から議第144号までの4議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第9 議第145号 財産の取得について

議第146号 市道路線の認定について

議第147号 村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

議第148号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第145号から議第150号までの6議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第145号から議第150号までの6議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第145号は、財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会のご議決をお願いするものであります。取得する物件につきましては、瀬波温泉二丁目地内の「香藝の郷」の建物であり、取得価格が村上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する、2,000万円以上の不動産の買入れに該当するため提案するものであります。取得予定面積は、店舗部分が延べ946.99平方メートル、美術館部分が492.48平方メートルで、瀬波温泉の活性化に資する施設として活用するため、7,432万円で取得しようとするものであります。

なお、所有者である日本香華株式会社とは平成29年11月15日に仮契約を締結をいたしております。

次に、議第146号は、市道路線の認定についてであります。道路用地として寄附を受けた荒川地区藤沢地内の1路線を新たに市道に認定するものであります。

次に、議第147号は、村上市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてであります。公営住宅法の改正に伴い公営住宅入居者のうち、認知症患者等の収入申告義務の緩和について改正するも

のであります。

次に、議第148号から議第150号の3議案につきまして、平成30年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について議会のご議決をお願いするものであります。指定につきましては、いずれも公募によらず指定しようとするものであり、新たに指定管理を行うものとして、議第148号では西興屋農村公園を西興屋区へ、議第149号では名割農村公園を名割区へそれぞれ10年間の指定管理期間を定め、指定管理を行おうとするものであります。また、議第150号ではみどりの里ほか7施設をみどりの里関係施設として、現指定期間に引き続いて5年間、現在の指定管理者に指定管理を行おうとするものであります。なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしましたので、あわせてご参照をお願いいたします。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

14番、竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、お伺いをいたします。

議第145号 財産の取得についてでございます。いわゆる香藝の郷の建物取得だと考えられますが、まず1点目、この建物を購入する理由について、9月議会でも議論があったわけではありますが、改めてお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） ご質問の件でございますが、9月議会の土地取得特別会計で取得予算についてご提案された際に申し上げましたとおり、あの場所は瀬波温泉地域の中心部であり、今入り込み客数とかが落ちておりますこの瀬波温泉地域の活性化のために取得するという目的でございます。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） この建物について、電気設備あるいは空調設備、耐震補強等、設備を大幅に改修しなければならないと思いますが、その改修することに必要な金額についてはどのように捉えていらっしゃるでしょうか、お聞きします。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） まだ算定はしておりません。

○議長（三田敏秋君） 竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 土地は既に購入されているかとは思いますが、土地購入金額と合わせた金額はお幾らになるのか教えてください。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 1億1,500万円になります。（ _____ 部分は17頁に発言訂正あり）

○14番（竹内喜代嗣君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 1番、小杉武仁君。

○1番（小杉武仁君） お疲れさまでございます。私も145号のほうでお願いしたいと思いますが、第3回の定例会でもご説明、市長のほうからも答弁ありましたが、市長は白紙の状態を取得して、今後多方面から意見を取り入れながら方向性を定めていくのがベストだという答弁があったと記憶しておりますが、お話の中で検討委員会を設置して今後の方向性を定めていくというふうに記憶しております。その検討委員会の設置時期、または稼働するまでの期間というか、目標数値があるのであれば、いつごろから稼働していきたいのだという目標設定があればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 白紙と申しますか、瀬波温泉地内にある施設でありますし、今までの過去のあの建物の歴史もあるわけでありますから、皆さんのイメージの中でどういうふうな位置づけになっているのかということもあると思っておりますので、地域の活性化に資する、そういう観光地における施設としてという大前提があって、そこからいろんな形で色づけるようにということで「白紙」という言葉を使わせていただいたというふうに記憶をしております。まだ市の市有財産になっておりませんので、なかなかそこをオープンにしてというわけにはいかない部分もあったものですから、ただ庁内ではプロジェクトを立ち上げて、しっかりとその議論をさせていただいておりますし、私のところにも幾つか市民の皆様、また瀬波地区の皆様方、他の地区の皆様方からも、こういうことで使ったらいいのではないかとというご提案をたくさんいただいております。それにつきましては、市民の率直な皆様のご意見でありますし、また我々行政としてのこれからの経営マネジメントを考えたときに、将来的にどういうふうな形でそれを維持継続し、発展させていくことができるのかという行政の思いもあります。ただ、それをやはり経営の専門的なお立場の方でありますとか、例えば多くのリゾート地を監修をされている皆様でありますとか、そういうところの知見も活用したほうがよりベターな、ベストに近いベターなものに仕上がっていくのではないかなというふうなことを思っておりますので、そういうものを含めた検討をする会議、検討委員会になるのか、プロジェクトになるのか、そういうふうな形のものを今模索しているという、計画をしているというところであります。

時期につきましては、今定例会で財産を取得した後、それに係る予算等も当然含まれるわけでありますので、以後またしっかりとその作業を積み上げながら、また議会のほうにご提案するものが必要であれば、またその都度していきたいということであります。あとは年間を通して四季折々の瀬波温泉の顔がありますので、でき得るならばその大きなピークに来るタイミング、例えばゴールデンウィーク前であるとか、夏前であるとか、そういうところに完璧な形ではなくても、幾つかの提案をできるような仕組みにしていきたいなというふうに思っております。ということは、年内も

含めて、平成29年度中にしっかりとそのスキームをつくり上げて、平成30年度に反映できるような仕組み、これは当然当初予算も視野に入れながらということ考えているところであります。

○議長（三田敏秋君） 小杉武仁君。

○1番（小杉武仁君） ありがとうございます。市長からスピーディーさが重要なのだというような答弁いただきましたので、これで終わりますけれども、非常に瀬波地区では期待の大きい声も上がっておりますので、前向きに、スピーディーをお願いしたいと思います。

以上です。

発言の訂正

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 申しわけございません。先ほどの竹内議員の質問の中で、土地を含めた金額1億1,500万円と申し上げましたが、予算と私勘違いしておりました。実際の契約額は土地のほうで4,018万7,982円、建物のほうで今回ご提案しています7,432万円で、合計で1億1,450万7,982円でございます。申しわけございませんでした、訂正させていただきます。

○議長（三田敏秋君） ご了承願います。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第145号から議第150号までの6議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第10 議第151号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第6号）

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第151号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第151号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成29年度村上市一般会計補正予算（第6号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億4,700万円を追加し、予算の規模を341億6,730万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしまして、歳入の第10款地方交付税では普通地方交付税4億3,633万円を追加し、第14款国庫支出金では障害者自立支援給付費負担金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を追加し、社会資本整備総合交付金及び国宝重要文化財等保存整備費補助金などの減額により、差し引き5,014万2,000円を減額をいたしました。第15款県支出金では地籍調査事業費負担金を減額し、県内高速バス路線対策費補助金、農林水産業総合振興事業費補助金などの追加により、差し引き3,750万8,000円を、第17款寄附金では民生費寄附金で1,502万9,000円を、第20款諸収入では過年度後期高齢者医療療養給付費負担金などで826万8,000円をそれぞれ追加をいたしました。

また、歳出におきましては、各款にわたり人事異動に伴う職員人件費の調整を行ったほか、第2款総務費では地方税を初めとした各種制度改正に伴う庁舎情報システム管理経費、地域おこし推進事業経費で次年度募集する地域おこし協力隊の準備経費などにより6,920万1,000円を、第3款民生費では臨時福祉給付金給付事業経費、障害者自立支援経費などで1億621万円をそれぞれ追加をいたしました。第5款労働費では若年者職業自立支援事業経費などにより189万2,000円を減額し、第6款農林水産業費では地籍調査経費、集落排水事業特別会計繰出金などで減額し、農業振興経費、間伐推進経費などの追加により、差し引き3,094万6,000円を追加をいたしました。第8款土木費では除雪対策経費に年度末までに不足が見込まれる除排雪委託料や、市営堤下住宅耐震改修工事の変更による住宅対策経費などを追加し、事業費の減額により下水道事業特別会計繰出金を減額するなど、差し引き2億6,885万2,000円を追加をいたしました。また、第9款消防費では平成30年度採用予定者の増員に伴う常備消防、総務一般管理経費及び改修工事に伴う防災行政無線管理経費などで596万4,000円を追加し、第10款教育費では調理場機器の入れかえなどに伴う学校給食経費、村上東中学校給食室改修工事の設計業務委託に伴う学校給食施設経費などを追加いたしましたが、国庫補助額の確定に伴う市内遺跡埋蔵文化財発掘調査事業経費の減額により、差し引き3,944万7,000円を減額をいたしました。さらに、第13款諸支出金では目的指定の寄附金の採納により社会福祉基金に1,000万円を追加をいたしました。

第2条、継続費の補正は、山北地区移動系防災行政無線の不感地帯解消工事経費を追加し、増工に伴い荒川地区公民館建設事業に係る経費を変更するものであります。

また、第3条、債務負担行為の補正では、村上市老人福祉センターほか3件の指定管理料、契約更新に伴う山北支所庁舎宿日直・機械警備業務委託料、住宅リフォーム事業補助金及び産業支援プログラム（観光イベント）事業補助金を追加するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

13番、姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） ご苦労さまです。

25ページの児童措置費なのですが、説明欄の3番、一時預かり事業経費、福祉課です、返還金と

なって627万円とございますが、これ何ですか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（加藤良成君） この627万円につきましては、県と国の子ども子育て支援事業費に係る返還金でございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） 具体的にどういうところにどういう返還をするわけですか。普通大体、国と県に返還するということですか。それとも何か市民からいただいたお金に対して返還するということなのですか。どういう返還、預かり金ですから、これ、一時預かり事業というのは、保育に対してみれば一時預かり保育の事業がございますよね、それとの関連性があるのか、そこら辺も含めてもう少し具体的に教えていただきたい。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（加藤良成君） 今議員おっしゃいましたように、保育園で一時預かりの事業をやっております。その事業が子ども子育て支援金の事業に該当するというようなことで、国と県から交付金をもらっております。それを、事業が平成28年度分精算したというようなことで返還するものでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） これは、もらい過ぎた分を国と県に返すという考え方でよろしいのですか、それだけ事業をこなせなかったということですか、逆に言えば。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（加藤良成君） 今おっしゃいましたように、余計もらい過ぎたというようなことで、補助申請した中で当初見込みよりももらい過ぎていたと、その分が精算によりまして返すということでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） わかったようなわからないようなところあるので、もしあれだったら休み時間によく担当者とお話しして、本当にそうなのかどうかも含めて勉強してきてください。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております平成29年度村上市一般会計補正予算（第6号）の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行

うこととしたいと思います。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程第1、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について、平成29年度村上市一般会計補正予算（第6号）の審査を行うため、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定をされました。

お諮りします。ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任をされました。

ただいま議題となっております議第151号については、予算付託表のとおり会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

次に進む前に、このまま進行してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） それでは、このまま進行をいたします。

-
- 日程第11 議第152号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）
議第153号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第154号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第155号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第156号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議第157号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第158号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第152号から議第158号までの7議案は、いずれも平成29年度各特別会計並びに上水道事業会計の補正予算であります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第152号から議第158号までの7議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第152号から議第158号までは、平成29年度各特別会計補正予算についてであります。

最初に、議第152号は、平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算総額にそれぞれ730万円を追加し、予算の規模を5億5,050万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第4款繰越金で前年度繰越金730万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で職員人件費の調整及び前年度分消費税の確定により減額し、朝日地区及び神林地区施設維持管理経費の修繕料の追加により、差し引き736万3,000円を追加をいたしました。

また、第3款予備費では6万3,000円を減額をいたしました。

次に、議第153号は、平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,500万円を追加し、予算の規模を77億6,800万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第11款繰入金で職員人件費の調整、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定により、一般会計繰入金910万9,000円を、第12款繰越金で前年度繰越金のうち、8,589万1,000円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で職員人件費の調整により668万4,000円を追加し、第2款保険給付費で退職被保険者等療養給付費及び高額療養費の不足が見込まれるため、2,749万8,000円を追加をいたしました。また、第4款前期高齢者納付金等で前期高齢者納付金の確定により3万1,000円を、第8款保健事業費で通信運搬費78万9,000円を、第11款諸支出金で前年度保険給付費等の実績による国庫負担金等の精算返還金として6,010万1,000円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第154号は、平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ200万円を追加し、予算の規模を78億6,210万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、介護予防ケアマネジメント委託料等の補正及び職員人件費の調整により、第4款国庫支出金で627万円を、第5款支払基金交付金で28万

7,000円を、第6款県支出金で313万4,000円をそれぞれ追加をいたしました。また、第8款繰入金で一般会計繰入金など769万1,000円を減額いたしました。

歳出におきまして、職員人件費の調整などにより第1款総務費で1,445万7,000円を減額し、第3款地域支援事業費で1,644万7,000円を追加をいたしました。

次に、議第155号は、平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億2,380万円を減額し、予算の規模を48億1,190万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第3款国庫支出金で5,800万円を、第4款繰入金で一般会計繰入金4,640万9,000円をそれぞれ減額し、第5款繰越金で前年度繰越金970万円を、第6款諸収入で消費税還付金900万9,000円をそれぞれ追加し、第7款市債で公共下水道事業債で3,810万円を減額いたしました。

歳出におきまして、第1款下水道費で職員人件費の調整を行ったほか、社会資本整備総合交付金事業の事業費の減額などにより1億2,378万9,000円を減額いたしました。

次に、議第156号は、平成29年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ360万円を追加し、予算の規模を12億2,860万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第4款繰入金で一般会計繰入金580万1,000円を減額し、第5款繰越金で前年度繰越金940万1,000円を追加いたしました。

歳出におきまして、第1款集落排水費で職員人件費の調整及び消費税の納付税額の確定などにより352万5,000円を追加をいたしました。

次に、議第157号は、平成29年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ480万円を追加し、予算の規模を5億5,580万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第5款繰越金で前年度繰越金480万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で職員人件費の調整を行ったほか、修繕料の追加など、差し引き528万4,000円を追加し、第2款施設費で職員人件費の調整により48万4,000円を減額いたしました。

最後に、議第158号は、平成29年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出におきましては、収入において他会計補助金24万円を減額し、総額11億3,514万1,000円といたしました。

また、支出において職員人件費の調整により30万8,000円を追加し、総額10億5,571万3,000円といたしました。

資本的収入及び支出におきましては、支出において職員人件費の調整により1万6,000円を追加し、総額7億4,608万1,000円とし、5億6,986万1,000円の不足となりました。この不足する額を当年度分消費税等資本収支調整額2,979万1,000円、当年度分損益勘定留保資金4億1,856万9,000円、減債積立金5,000万円及び建設改良積立金7,150万1,000円で補填をいたしました。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

7番、尾形修平君。

○7番（尾形修平君） 私の質問は、議案の内容についてはございませんのであれなのですが、先ほどあった議第136号及び今説明いただいた意見書のその2が差しかえということで、私どものほうに送られてきました。前回もあったのですが、この議案の差しかえについて、理事者側としてどういうふうを考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 大変申しわけございませんでした。その2のほうにつきましては、あってはならない間違いでありましたので、議長並びに議員各位に大変不快な思いとご迷惑をおかけしたという判断のもとに、全て差しかえさせていただきました。これにつきましては、議員関係者のみでございます。理事者側につきましては、部分差しかえでございます。

それから、議第136号につきましては、本来であればその部分だけの差しかえをお願いしていたところでございますが、議員各位からこの差しかえを自分たちでやらなければならないのかというふうなご質問もあったものですから、当然136号につきましては即決議件でございましたので、その部分のみを全て差しかえさせていただくということにしたわけでございます。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○7番（尾形修平君） 今総務課長のご説明で、その2に関しては議員だけを全て差しかえたということのご説明でしたけれども、私もこの中身見ると、簡水の部分だけほんの1字の違いでしかなかったわけです。そうすれば、理事者と同じく私どももペーパー1枚よこしてもらってもよかったのではないかなと。これだけの枚数のやつを無駄にしたわけですから、ある課行くと、本当に鉛筆1本、紙1枚買うのにも容易ではないみたいな話も聞く中で、こういう本当のミスなので、これダブルチェックかけていけば必ず防げることだと思うので、以後注意していただきたいと思います。お願いします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第152号から議第158号までの7議案については、予算付託表のとおり会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、7日から本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時05分 散 会